

調布市指定収集袋への広告募集要領

1 調布市指定収集袋の基本情報

(1) 市の指定収集袋の種類

家庭系燃やせるごみ専用袋（4サイズ）、家庭系燃やせないごみ専用袋（4サイズ）、事業系指定専用袋（3サイズ）

(2) 販売方法

調布市指定取扱店において販売（市内約250店舗）

（参考）

今回広告を募集する指定収集袋



2 募集内容

(1) 広告掲載対象

家庭系燃やせるごみ専用袋本体（以下「本体」という。）

(2) 広告掲載枠数

本体 各サイズ（S・M・L・LL）1枠 ※合計4枠

※複数の申込可

(3) 広告掲載期間

作製予定枚数の上限に達し次第終了（概ね1年間程度）

※作製予定枚数については本募集要領の「3 広告スペース及び金額等」を参照

※各取扱店の発注状況によって店頭に並ぶ時期及び在庫がなくなる時期が異なりますので予めご了承ください。

(4) 広告掲載の範囲

募集する広告は、市民生活に関連し、かつ次の事項のいずれにも該当しないもの

ア 市の品位を損なうおそれのあるもの

イ 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

ウ 政治活動又は宗教活動に関するもの

エ 社会問題に関する主義主張に関するもの

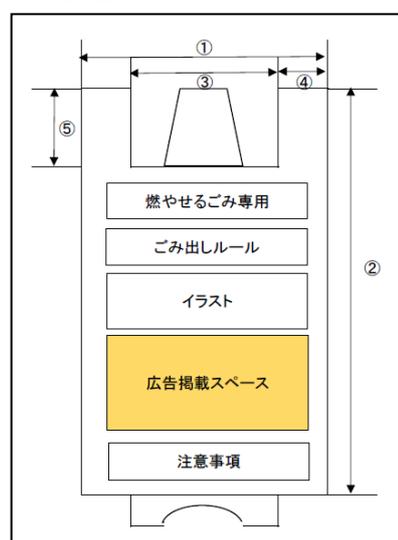
- オ 意見広告又は個人の宣伝に関するもの
- カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業に関するもの
- キ 前事項に掲げるもののほか、市長が掲載する広告として適当でないとするもの

3 広告スペース及び金額等

(1) 本体（各サイズ1 枠）

広告掲載対象種別		掲載の位置	広告スペース (mm)	広告掲載料 (円)	作製数 (枚)
燃やせるごみ専用袋本体	S 袋	表面中央部	縦 80 × 横 140	250,000	2,500,000
	M 袋		縦 100 × 横 260	430,000	4,300,000
	L 袋		縦 150 × 横 280	230,000	2,300,000
	LL 袋		縦 200 × 横 370	112,500	900,000

(参考)



単位: mm

袋のサイズ		①	②	③	④	⑤
S袋	5ℓ	180	420	100	40	110
M袋	15ℓ	360	500	270	45	130
L袋	30ℓ	380	700	270	55	130
LL袋	45ℓ	470	800	320	75	150

袋の寸法

※上記（参考）はイメージです。袋の仕様により変更になる場合があります。

4 広告のデザイン等

広告のデザイン等は以下のとおりとする。

(1) 概要	本体 広告デザインはイラストを使用することも可能とする。
(2) 色	本体 単色（黒）
(3) 原稿等	広告の版下原稿はPDF形式で提出する。 （申込時点ではデータの提出不要）

5 掲載の決定

広告の掲載については次の順位とし、同一の順位の場合は抽選により決定する。

- (1) 掲載の順位 先着順
- (2) その他 1 者で複数の枠の申込をすることも可能とする。

6 募集期間・申込方法

(1) 募集期間

令和7年9月10日（水）～10月20日（月） ※土日・祝日を除く。（持参の場合）

(2) 受付時間

午前8時30分～午後5時00分

(3) 申込方法

以下の提出書類に必要事項をご記入のうえ、資源循環推進課まで持参又はメールにて提出すること。

（注）郵送不可

(4) 提出書類

ア 広告掲載申込書及び別紙

イ 会社概要

ウ 広告掲載案（申込時点での電子データ提出は不要）

※掲載案については、概ねのイメージで構いません。

(5) 提出及び問い合わせ先

郵便番号 182-0031

調布市野水2丁目1番地1 調布市クリーンセンター

調布市環境部資源循環推進課企画係

電話 042-306-8781 F A X 042-368-9921

E-mail gomitai@city.chofu.lg.jp

7 今後の予定

(1) 広告掲載の決定

申込の日から概ね1か月程度で広告掲載決定（却下）通知書を送付します。

(2) 広告掲載料の納付

決定通知書に同封する手続き案内に基づき、指定する期日、方法により広告掲載料を納付していただきます。

(3) 広告原稿の提出

手続き案内に示す指定日までに、広告の版下原稿等（PDFデータ）を提出いただきます。

※要綱、基準、要領の定めにより、市が広告原稿の修正等を求める場合にはその指示に従ってください。

8 その他

(1) 広告掲載の申込みにあたっては、要綱、基準、要領の内容を事前に確認し、遵守してください。

(2) 広告掲載開始後であっても、要領等の定め違反する場合等、広告掲載が適切でない判断した場合は、広告の掲載を中止、又は取り消す場合があります。その場合に

は広告掲載料は返還しません。

- (3) 広告主の責に帰さない理由により、広告掲載を中止し又は取り消したときは、納付済の広告掲載料の全部又は一部を還付するものとします。